

長崎市告示第541号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和8年8月7日

長崎市長 鈴木 史 朗

1 検査区域

長崎市行政区域の区分（昭和40年長崎市告示第44号）に定める区域

2 対象計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号で定める特定計量器

3 実施日時

別紙のとおり

4 実施場所

別紙のとおり

5 その他

特定計量器が特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当する場合は、令和8年10月16日から同月28日までの日曜日、月曜日及び土曜日を除き、特定計量器の所在場所で行う。

令和 8 年10月 特定計量器 定期検査 実施日時及び実施場所

検 査 期 日	検 査 時 間	検 査 場 所 (住 所)
10月16日(金)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	日見地域センター (界 2 丁目 1 番 19 号)
10月20日(火)	10:00 ~ 12:00	茂木地域センター (茂木町 75 番地 10)
	13:30 ~ 15:30	十善寺地区まちづくり情報センター (館内町 16 番 5 号)
10月21日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	新戸町公民館 (新戸町 2 丁目 7 番 30 号)
10月22日(木)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	土井首地域センター (柳田町 45 番地 3)
10月23日(金)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	男女共同参画推進センター アマランス (魚の町 5 番 1 号)
10月27日(火)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	メルカつきまち 5 階 市民生活プラザホール (築町 3 番 18 号)
10月28日(水)	10:00 ~ 12:00 13:00 ~ 15:00	メルカつきまち 5 階 市民生活プラザホール (築町 3 番 18 号)